

平成 25 年 9 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
汐留シティセンター
G L P 投 資 法 人
代表者名 執行役員 三 木 真 人
(コード番号：3281)
資産運用会社名
GLP ジャパン・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三 木 真 人
問合せ先 財務管理本部長 辰 巳 洋 治
(TEL. 03-3289-9630)

資金の借入れに関するお知らせ

GLP 投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、下記のとおり、資金の借入れの決定をいたしましたので、お知らせいたします。

1. 資金の借入れ

(1) 借入れの内容

借入先	借入金額	利率	借入 実行日	借入方法	返済期日	返済方法	担保
株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジヤーとする協調融資団（注1）	73.8 億円	基準金利に 0.35% を加えた利率（注5）	平成 26 年 3 月 3 日	左記借入先を貸付人とする平成 25 年 9 月 27 日付の各個別貸付契約に基づく借入れ	平成 29 年 2 月末日	期限一括 返済	無担保 無保証
株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジヤーとする協調融資団（注2）	123 億円	基準金利に 0.45% を加えた利率（注5）（注6）			平成 31 年 2 月末日		
株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジヤーとする協調融資団（注3）	61 億円	基準金利に 0.55% を加えた利率（注5）（注6）			平成 33 年 2 月末日		
株式会社三井住友銀行及び株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジヤーとする協調融資団（注4）	31.4 億円	基準金利に 0.70% を加えた利率（注5）（注6）			平成 36 年 2 月末日		

(注 1) 協調融資団は株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、シティバンク銀行株式会社、株式会社福岡銀行、農林中央金庫、株式会社りそな銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行及び株式会社七十七銀行により組成されます。

(注 2) 協調融資団は株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、シティバンク銀行株式会社、株式会社福岡銀行、農林中央金庫及び株式会社りそな銀行により組成されます。

(注 3) 協調融資団は株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び株式会社日本政策投資銀行により組成されます。

(注 4) 協調融資団は株式会社三井住友銀行、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社日本政策投資銀行により組成されます。

(注 5) 利払日は、平成 26 年 5 月 31 日を初回とし、その後は毎年 2 月、5 月、8 月、11 月の各末日及び返済期日（同日が営

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れの決定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクタスが用いられます。プロスペクタスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。

業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日とします。)です。

利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利払日の直前の利払日の2営業日前の時点における全国銀行協会が公表する3ヶ月物の日本円TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) となります。但し、計算期間が3ヶ月に満たない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。

基準金利である全国銀行協会の日本円TIBORについては、全国銀行協会のホームページ

(<http://www.zenginkyo.or.jp/tibor/>)でご確認ください。

(注6) 金利スワップによる金利の固定化を予定しております。

(2) 借入れの理由

平成25年9月3日付「資産の取得に関するお知らせ」に記載の不動産信託受益権9物件（以下「取得予定資産」といいます。）のうち平成26年3月3日を取得予定日とする2物件（GLP浦安Ⅲ及びGLP小牧：取得価格の合計28,500百万円）の取得資金及び関連費用の一部に充当するため。なお、取得予定資産のうち7物件（取得価格の合計27,500百万円）の取得資金及び関連費用の一部に充当するため予定していた借入れについては、平成25年9月24日付「発行新投資口数の確定に関するお知らせ」にて公表した通り、海外募集における海外引受会社に付与した権利の行使により追加的に発行する本投資法人の投資口の発行数が確定し、投資口の一般募集による資金調達額が確定したことに伴い、行わないこととなりました。

(3) 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額

合計 289.2 億円

② 調達する資金の具体的な使途

前記不動産信託受益権2物件の取得資金及び関連費用

③ 支出予定時期

平成26年3月3日

(4) 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金 (注)	18,400	18,400	—
長期借入金 (注)	96,000	124,920	28,920
借入金合計	114,400	143,320	28,920
投資法人債	—	—	—
借入金及び投資法人債の合計	114,400	143,320	28,920
その他有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	114,400	143,320	28,920

(注) 短期借入金とは返済期日までの期間が一年以内のものをいい、長期借入金とは返済期日までの期間が一年超のものをいいます。

2. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本件借入れの返済等に関わるリスクに関して、平成25年9月3日に提出した有価証券届出書記載の「投資リスク」の内容に変更はありません。

以上

*本投資法人のホームページアドレス：<http://www.glpjreit.com>

ご注意：本報道発表文は、本投資法人の資金の借入れの決定に関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

また、本報道発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の募集又は販売を行うことは出来ません。米国において証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文のプロスペクトスが用いられます。プロスペクトスは、当該証券の発行法人又は当該証券の保有者より入手することができますが、これには発行法人及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。